

市民活動の推進に向け新たな制度へ変わります

市民の、自主的で、営利を目的としない、社会に貢献する活動(市民活動)を通じて、豊かで活力あるまちづくりの促進を目的に、市民活動団体に補助金を交付する制度として「市民活動団体支援金交付制度」を実施してきましたが、4月から新しい補助金制度として「市民活動団体公益事業補助金制度」へと変わります。
 ※3月の市議会定例会で予算案が審議され、その可決をもって実施します。

問い合わせは
コミュニティ推進課
 ☎483-1151(代表)
 FAX 484-8824

補助金制度の主な変更点

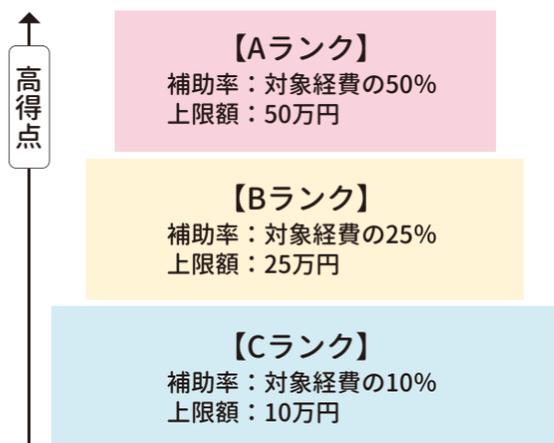
① 選択届出制の廃止

選択届出制(市民が支援したい団体を選びその結果が補助金額に影響を与えるという運用方法)が無くなり、公益性等(どれだけ市民のためになる事業になっているか)に対する学識経験者等による採点審査結果に基づいて、補助金額が決定する制度になります。

② 補助金額の決定方法

補助金額は、採点審査結果に基づくランクごとに決定します。

● 採点審査結果に基づくランク

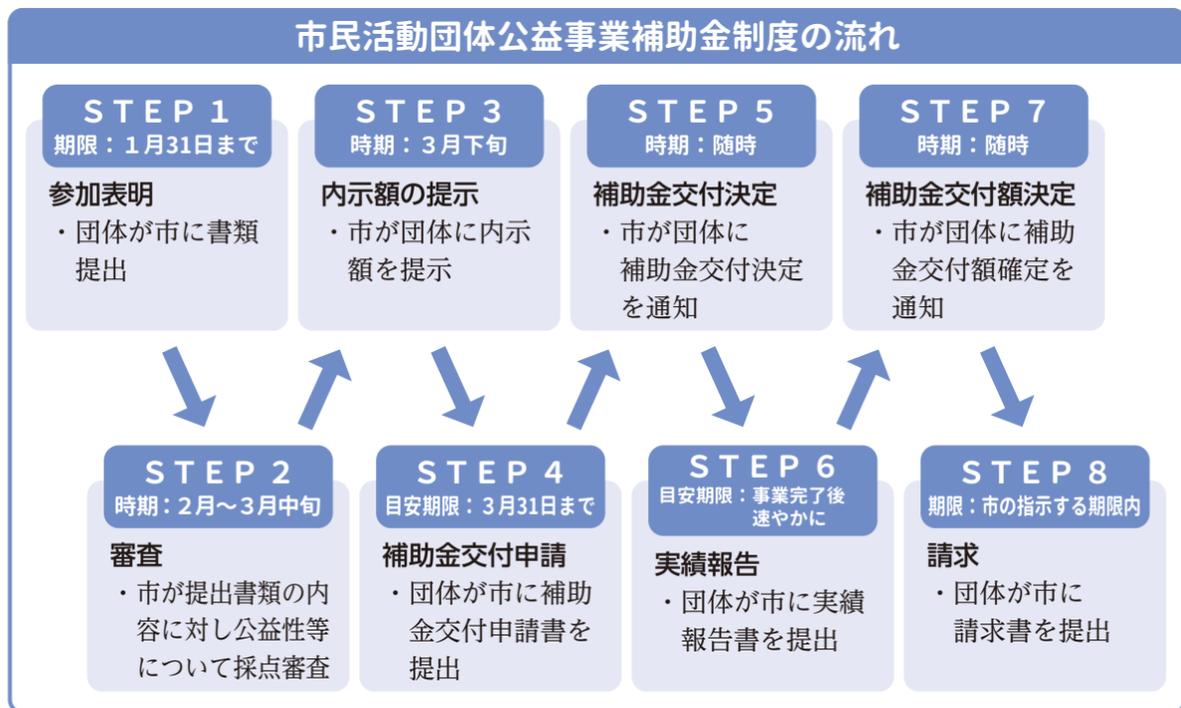


※補助金額の合計が予算額を上回る場合はあん分する場合があります。

審査結果に基づき、補助金額が決定する制度となるため、選択届出制と比較して、団体側の事務負担が軽減されることから、様々な市民活動団体が参加しやすい制度となります。

手続きの流れ

5年度より開始する市民活動団体公益事業補助金への参加表明は1月31日(火)までです。参加を希望する市民活動団体は、コミュニティ推進課までご連絡ください。



八千代市ボランティア・市民活動推進センターを設置します

現在、市民活動をサポートするため市民活動サポートセンターを設置していますが、市民と市民活動団体を繋げるマッチング業務を強化するため、市社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターと統合し、八千代市ボランティア・市民活動推進センターを4月から設置します。

市が担う市民活動の推進や市社会福祉協議会が担うボランティア活動の推進を一体的に行うことで、市民活動やボランティア活動のサポートを通じた住民主体による支え合い活動などの推進に繋げることを目的とします。

運営は市社会福祉協議会 ☎483-3021が行い、4月1日(土)から福祉センター内(大和田新田312-5市役所隣)に設置されます。

※相談業務などは平日のみです

市民活動やボランティア活動を始めたい人や自分では解決することが難しい身近な課題を抱えている人は推進センターまでご連絡ください。市民活動やボランティア活動を行っている人とお繋ぎします。

なお、現在の市民活動サポートセンターは、3月31日(金)まで開所します。

お問い合わせは、コミュニティ推進課 ☎483-1151へ。



広告

広告